

主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人横堀晃夫の上告趣意第一点は、上告理由を刑訴法四〇五条所定の場合に限つたことを理由に違憲（三七条違反）をいうが、当裁判所昭和二三年三月一〇日大法廷判決（刑集二巻三号一七五頁）の趣旨によれば、所論の理由のないこと明らかであり、同第二点は量刑不当の主張であつて適法な上告理由にあたらず、弁護人鈴木市五郎の上告趣意は、量刑不当の主張であつて適法な上告理由にあたらない。

また、記録を調べても、刑訴法四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて、同法四〇八条により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

昭和四四年一〇月一七日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	草 鹿	浅 之 介
裁判官	城 戸	芳 彦
裁判官	色 川	幸 太 郎
裁判官	村 上	朝 一